資料2

# 令和８年

# 南アルプス市議会第３回定例会

# （９月）

# 議　　案

# 令和８年南アルプス市議会第３回定例会（９月）案件一覧

| 番　号 | 案　　件 | 担　当　部　課 | 頁 |
|---|---|---|---|
| 承認第　５　号 | 令和８年度南アルプス市一般会計補正予算（第２号）の専決処分につき承認を求めることについて | 総合政策部<br>財政課 | 6 |
| 議案第　６３　号 | 南アルプス市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について | 総務部<br>人事課 | 16 |
| 議案第　６４　号 | 南アルプス市税条例の一部改正について | 総務部<br>税務課 | 22 |
| 議案第　６５　号 | 南アルプス市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部改正について | 総務部<br>税務課 | 41 |
| 議案第　６６　号 | 南アルプス市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について | 市民部<br>市民活動支援課 | 44 |
| 議案第　６７　号 | 南アルプス市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について | 市民部<br>環境課 | 47 |
| 議案第　６８　号 | 南アルプス市景観まちづくり条例及び南アルプス市市道の構造基準等を定める条例の一部改正について | 建設部<br>都市計画課 | 49 |
| 議案第　６９　号<br>～<br>議案第　７４　号 | 令和８年度南アルプス市一般会計補正予算（第３号）他５会計の補正予算案は別冊 | 総合政策部<br>財政課 | － |
| 議案第　７５　号 | 小中学校屋内運動場空調整備事業について | 教育委員会<br>教育総務課 | 52 |
| 議案第　７６　号 | 財産の取得（消防団ワンボックス型積載車購入）について | 総務部<br>防災危機管理課 | 54 |
| 議案第　７７　号 | 財産の処分（土地の売払い）について | 産業観光部<br>商工振興課 | 55 |
| 議案第　７８　号 | 財産の取得（北部学校給食センター洗浄機更新）について | 教育委員会<br>市立学校給食センター | 57 |
| 議案第　７９　号 | 財産の取得（給食センター給食用食器購入）について | 教育委員会<br>市立学校給食センター | 58 |

# 令和８年南アルプス市議会第３回定例会（９月）案件一覧


| 番　号 | 案　　件 | 担　当　部　課 | 頁 |
|---|---|---|---|
| 議案第　８０号 | 財産の取得（高規格救急自動車購入）について | 消防本部<br>管理課 | 59 |
| 議案第　８１号 | 市道路線の認定について | 建設部<br>管理住宅課 | 60 |
| 議案第　８２号 | 市道路線の変更について | 建設部<br>管理住宅課 | 61 |
| 議案第　８３号 | 令和７年度南アルプス市水道事業会計利益剰余金の処分について | 上下水道局<br>経理課 | 62 |
| 議案第　８４号 | 令和７年度南アルプス市下水道事業会計利益剰余金の処分について | 上下水道局<br>経理課 | 64 |
| 同意案第　３　号 | 教育委員会委員の任命について | 総務部<br>総務課 | 66 |
| 認定第　１　号 | 令和７年度南アルプス市一般会計歳入歳出決算の認定について | 会計課 | 68 |
| 認定第　２　号 | 令和７年度南アルプス市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について | 会計課 | 69 |
| 認定第　３　号 | 令和７年度南アルプス市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について | 会計課 | 70 |
| 認定第　４　号 | 令和７年度南アルプス市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について | 会計課 | 71 |
| 認定第　５　号 | 令和７年度南アルプス市居宅介護予防支援事業特別会計歳入歳出決算の認定について | 会計課 | 72 |
| 認定第　６　号 | 令和７年度南アルプス市温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算の認定について | 会計課 | 73 |
| 認定第　７　号 | 令和７年度南アルプス市山梨県北岳山荘管理事業特別会計歳入歳出決算の認定について | 会計課 | 74 |

# 令和８年南アルプス市議会第３回定例会（９月）案件一覧


| 番　号 | 案　　件 | 担　当　部　課 | 頁 |
|---|---|---|---|
| 認定第　８　号 | 令和７年度南アルプス市芦安恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定について | 会　　計　　課 | 75 |
| 認定第　９　号 | 令和７年度南アルプス市中尾山外一字恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定について | 会　　計　　課 | 76 |
| 認定第　１０号 | 令和７年度南アルプス市高尾山外一字恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定について | 会　　計　　課 | 77 |
| 認定第　１１号 | 令和７年度南アルプス市城山外一字恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定について | 会　　計　　課 | 78 |
| 認定第　１２号 | 令和７年度南アルプス市雨鳴山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定について | 会　　計　　課 | 79 |
| 認定第　１３号 | 令和７年度南アルプス市土地取得造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について | 会　　計　　課 | 80 |
| 認定第　１４号 | 令和７年度南アルプス市水道事業会計決算の認定について | 上下水道局<br>経　理　課 | 81 |
| 認定第　１５号 | 令和７年度南アルプス市下水道事業会計決算の認定について | 上下水道局<br>経　理　課 | 82 |
| 諮問第　１　号 | 人権擁護委員候補者の推薦について | 市　民　部<br>市民活動支援課 | 83 |
| 諮問第　２　号 | 人権擁護委員候補者の推薦について | 市　民　部<br>市民活動支援課 | 85 |
| 諮問第　３　号 | 人権擁護委員候補者の推薦について | 市　民　部<br>市民活動支援課 | 87 |
| 諮問第　４　号 | 人権擁護委員候補者の推薦について | 市　民　部<br>市民活動支援課 | 89 |
| 諮問第　５　号 | 人権擁護委員候補者の推薦について | 市　民　部<br>市民活動支援課 | 91 |

# 令和８年南アルプス市議会第３回定例会（９月）案件一覧

| 番　号 | 案　　件 | 担　当　部　課 | 頁 |
|---|---|---|---|
| 諮問第　６　号 | 人権擁護委員候補者の推薦について | 市　民　部<br>市民活動支援課 | 93 |
| 諮問第　７　号 | 人権擁護委員候補者の推薦について | 市　民　部<br>市民活動支援課 | 95 |
| 諮問第　８　号 | 人権擁護委員候補者の推薦について | 市　民　部<br>市民活動支援課 | 97 |

承認第５号

令和８年度南アルプス市一般会計補正予算（第２号）の専決処分につき承認を求めることについて

緊急執行を要したため、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第３項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和８年８月２８日提出

南アルプス市長　金　丸　一　元

専決処分理由

クビアカツヤカミキリのまん延を防止するための初期防除に要する経費について、緊急を要するため令和８年８月１７日専決処分したものである。

# 専　決　処　分　書

令和８年度南アルプス市一般会計補正予算（第２号）について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和８年８月１７日

南アルプス市長　金　丸　一　元

理由

緊急に補正予算の必要が生じたため

# 令和８年度南アルプス市一般会計補正予算（第２号）

令和８年度南アルプス市一般会計の補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ７９，６７６千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ４３，５５０，９５４千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

令和８年　８月１７日　専　決

南アルプス市長　　金　丸　一　元

第１表　　歳入歳出予算補正

歳　　入

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補　正　額 | 計 |
|---|---|---|---|---|
| | | 千円 | 千円 | 千円 |
| 15 県支出金 | | 3,005,765 | 79,676 | 3,085,441 |
| | 2 県補助金 | 1,002,867 | 79,676 | 1,082,543 |
| 歳　入　合　計 | | 43,471,278 | 79,676 | 43,550,954 |

歳　　出

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補　正　額 | 計 |
|---|---|---|---|---|
| | | 千円 | 千円 | 千円 |
| 6 農林水産業費 | | 991,333 | 79,676 | 1,071,009 |
| | 1 農業費 | 936,818 | 79,676 | 1,016,494 |
| 歳　出　合　計 | | 43,471,278 | 79,676 | 43,550,954 |

# 予　　算　　説　　明　　書

# 一　　般　　会　　計

# 歳入歳出補正予算事項別明細書

## 1　総　　括

（歳　　入）

| 款 | 補正前の額 | 補　正　額 | 計 |
|---|---|---|---|
| | 千円 | 千円 | 千円 |
| 15　県支出金 | 3,005,765 | 79,676 | 3,085,441 |
| 歳　入　合　計 | 43,471,278 | 79,676 | 43,550,954 |

（歳　　出）

| 款 | 補正前の額 | 補　正　額 | 計 |
|---|---|---|---|
| | 千円 | 千円 | 千円 |
| 6 農林水産業費 | 991,333 | 79,676 | 1,071,009 |
| 歳　出　合　計 | 43,471,278 | 79,676 | 43,550,954 |

| 補正額の財源内訳 | | | |
|---|---|---|---|
| 特定財源 | | | 一般財源 |
| 国県支出金 | 地方債 | その他 | |
| 千円 | 千円 | 千円 | 千円 |
| 79,676 | | | 0 |
| 79,676 | 0 | 0 | 0 |

２　　歳　　入

１５款　県支出金

２項　県補助金

| 目 | 補正前の額 | 補　正　額 | 計 |
|---|---|---|---|
| | 千円 | 千円 | 千円 |
| 5 農林水産業費県補助金 | 247,972 | 79,676 | 327,648 |
| 計 | 1,002,867 | 79,676 | 1,082,543 |

| 節 | | 説　明 | |
|---|---|---|---|
| 区　分 | 金　額 | | |
| | 千円 | | 千円 |
| 1 農業費補助金 | 79,676 | クビアカツヤカミキリ緊急防除対策事業費補助金 | 79,676 |
| | | | |

# 3　歳　出

## 6款　農林水産業費

### 1項　農業費

| 目 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 補正額の財源内訳 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 特定財源 | | | 一般財源 |
| | | | | 国県支出金 | 地方債 | その他 | |
| | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 |
| 3　農業振興費 | 263,883 | 79,676 | 343,559 | 79,676<br>県支出金<br>79,676 | | | |
| 計 | 936,818 | 79,676 | 1,016,494 | 79,676 | 0 | 0 | 0 |

| 節 | | 説明 |
|---|---|---|
| 区　分 | 金　額 | |
| | 千円 | 千円 |
| 10　需用費 | 556 | 農業振興事業　79,676 |
| 11　役務費 | 509 | |
| 12　委託料 | 77,951 | |
| 17　備品購入費 | 660 | |
| | | |

議案第６３号

南アルプス市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

南アルプス市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和８年８月２８日提出

南アルプス市長　金　丸　一　元

南アルプス市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

南アルプス市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成１５年南アルプス市条例第４６号）の一部を次のように改正する。

別表中「

| | |
|---|---|
| １１　投票所の投票立会人 | 法第１４条第１項第６号に掲げる額 |
| １２　期日前投票所の投票立会人 | 法第１４条第１項第８号に掲げる額 |

」を「

| | |
|---|---|
| １１　投票所の投票立会人 | 法第１４条第１項第６号に掲げる額。ただし、立会時間が投票時間の２分の１である場合の報酬の額は、当該額の２分の１の額とする。 |
| １２　期日前投票所の投票立会人 | 法第１４条第１項第８号に掲げる額。ただし、立会時間が投票時間の２分の１である場合の報酬の額は、当該額の２分の１の額とする。 |

」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

投票所及び期日前投票所の投票立会人について、従来の１日従事に加え、投票時間の２分の１の時間従事する場合の報酬額を定めるため本条例を改正したいので、この案を提出するものである。

○南アルプス市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

<table>
<tr><th>改正案</th><th>現行</th></tr>
<tr><td>別表(第2条、第5条関係)<br><table>
<tr><th colspan="2">区分</th><th>報酬の額</th></tr>
<tr><td>1　教育委員会</td><td>委員</td><td>円<br>年額　250,000</td></tr>
<tr><td rowspan="3">2　選挙管理委員会</td><td>委員長</td><td>日額　9,000</td></tr>
<tr><td>委員</td><td>日額　8,000</td></tr>
<tr><td>地方自治法第189条第3項の規定により臨時に委員に充てられた補充員</td><td>日額　8,000</td></tr>
<tr><td rowspan="2">3　公平委員会</td><td>委員長</td><td>日額　9,000</td></tr>
<tr><td>委員</td><td>日額　8,000</td></tr>
<tr><td colspan="2">4　監査委員</td><td>月額　60,000</td></tr>
<tr><td>5　農業委員会</td><td>会長</td><td>年額　基本報酬　384,000<br>活動報酬　農地利用最適化推進活動の実績に応じ、予算の範囲内で市長が定める額</td></tr>
</table></td><td>別表(第2条、第5条関係)<br><table>
<tr><th colspan="2">区分</th><th>報酬の額</th></tr>
<tr><td>1　教育委員会</td><td>委員</td><td>円<br>年額　250,000</td></tr>
<tr><td rowspan="3">2　選挙管理委員会</td><td>委員長</td><td>日額　9,000</td></tr>
<tr><td>委員</td><td>日額　8,000</td></tr>
<tr><td>地方自治法第189条第3項の規定により臨時に委員に充てられた補充員</td><td>日額　8,000</td></tr>
<tr><td rowspan="2">3　公平委員会</td><td>委員長</td><td>日額　9,000</td></tr>
<tr><td>委員</td><td>日額　8,000</td></tr>
<tr><td colspan="2">4　監査委員</td><td>月額　60,000</td></tr>
<tr><td>5　農業委員会</td><td>会長</td><td>年額　基本報酬　384,000<br>活動報酬　農地利用最適化推進活動の実績に応じ、予算の範囲内で市長が定める額</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

| | | |
|---|---|---|
| | 会長職務代理 | 年額　基本報酬　288,000<br>活動報酬　農地利用最適化推進活動の実績に応じ、予算の範囲内で市長が定める額 |
| | 委員 | 年額　基本報酬　276,000<br>活動報酬　農地利用最適化推進活動の実績に応じ、予算の範囲内で市長が定める額 |
| | 農地利用最適化推進委員 | 年額　基本報酬　192,000<br>活動報酬　農地利用最適化推進活動の実績に応じ、予算の範囲内で市長が定める額 |
| 6　固定資産評価審査委員会 | 委員長 | 日額　9,000 |
| | 委員 | 日額　8,000 |
| 7　選挙長 | | 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律(昭和25年法 |

| | | |
|---|---|---|
| | 会長職務代理 | 年額　基本報酬　288,000<br>活動報酬　農地利用最適化推進活動の実績に応じ、予算の範囲内で市長が定める額 |
| | 委員 | 年額　基本報酬　276,000<br>活動報酬　農地利用最適化推進活動の実績に応じ、予算の範囲内で市長が定める額 |
| | 農地利用最適化推進委員 | 年額　基本報酬　192,000<br>活動報酬　農地利用最適化推進活動の実績に応じ、予算の範囲内で市長が定める額 |
| 6　固定資産評価審査委員会 | 委員長 | 日額　9,000 |
| | 委員 | 日額　8,000 |
| 7　選挙長 | | 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律(昭和25年法 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | 律第179号。以下「法」という。)第14条第1項第1号に掲げる額 | | 律第179号。以下「法」という。)第14条第1項第1号に掲げる額 |
| 8　投票所の投票管理者 | 法第14条第1項第2号に掲げる額 | 8　投票所の投票管理者 | 法第14条第1項第2号に掲げる額 |
| 9　期日前投票所の投票管理者 | 法第14条第1項第4号に掲げる額 | 9　期日前投票所の投票管理者 | 法第14条第1項第4号に掲げる額 |
| 10　開票管理者 | 法第14条第1項第5号に掲げる額 | 10　開票管理者 | 法第14条第1項第5号に掲げる額 |
| 11　投票所の投票立会人 | 法第14条第1項第6号に掲げる額。ただし、立会時間が投票時間の2分の1である場合の報酬の額は、当該額の2分の1の額とする。 | 11　投票所の投票立会人 | 法第14条第1項第6号に掲げる額 |
| 12　期日前投票所の投票立会人 | 法第14条第1項第8号に掲げる額。ただし、立会時間が投票時間の2分の1である場合の報酬の額は、当該額の2分の1の額とする。 | 12　期日前投票所の投票立会人 | 法第14条第1項第8号に掲げる額 |
| 13　開票立会人 | 法第14条第1項第9号に掲げる額 | 13　開票立会人 | 法第14条第1項第9号に掲げる額 |

| | | |
|---|---|---|
| 14　選挙立会人 | | 法第14条第1項第10号に掲げる額 |
| 15　附属機関の構成員及びその他の非常勤職員 | 日額をもって定める者 | 附属機関の長　7,500 |
| | | 附属機関の委員　7,000 |
| | 月額又は年額をもって定める者 | 南アルプス市職員給与条例別表第3行政職給料表に掲げる最高の額を超えない範囲内で市長が定める額 |
| | その他の者 | 予算の範囲内で市長が定める額 |

| | | |
|---|---|---|
| 14　選挙立会人 | | 法第14条第1項第10号に掲げる額 |
| 15　附属機関の構成員及びその他の非常勤職員 | 日額をもって定める者 | 附属機関の長　7,500 |
| | | 附属機関の委員　7,000 |
| | 月額又は年額をもって定める者 | 南アルプス市職員給与条例別表第3行政職給料表に掲げる最高の額を超えない範囲内で市長が定める額 |
| | その他の者 | 予算の範囲内で市長が定める額 |

議案第６４号

南アルプス市税条例の一部改正について

南アルプス市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和８年８月２８日提出

南アルプス市長　金　丸　一　元

南アルプス市税条例の一部を改正する条例

南アルプス市税条例（平成１５年南アルプス市条例第５８号）の一部を次のように改正する。

第３４条の７第２項中「附則第５条の６第２項」を「附則第５条の６第３項又は第４項」に改める。

第３６条の２第１項ただし書中「及び第３６条の３の３第１項」を「並びに第３６条の３の３第１項及び第２項第４号」に改める。

第３６条の３の２第１項第２号中「除き、」を「除く。次条第１項第２号において同じ。）（」に改め、「。次条第１項において同じ」を削り、同条第５項中「次条第４項」を「次条第５項」に改める。

第３６条の３の３第１項を次のように改める。

次に掲げる者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、公的年金等支払者（所得税法第２０３条の６第１項に規定する申告書の提出の際に経由すべき同項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）の支払者をいう。以下この条において同じ。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、市長に提出しなければならない。

（１）所得税法第２０３条の６第１項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者

（２）法の施行地において公的年金等（所得税法第２０３条の７の規定の適用を受けるものを除く。）の支払を受ける第２３条第１項第１号に掲げる者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が９００万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（合計所得金額が９５万円以下であるものに限る。）をいう。次号及び次項第３号において同じ。）（退職手当等（第５３条の２に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。）に

係る所得を有する者に限る。）又は扶養親族（年齢１６歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が８５万円以下であるものに限る。）を有する者

（３）法の施行地において公的年金等（所得税法第２０３条の７の規定の適用を受けるものに限る。）の支払を受ける第２３条第１項第１号に掲げる者（当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第４８条の９の７の３に定める金額に満たない者を除く。）であって、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族（年齢１６歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。）若しくは特定親族（合計所得金額が８５万円以下であるものに限る。）を有する者

第３６条の３の３第５項中「第３項」を「第４項」に改め、同項を同条第６項とし、同条第４項中「第４８条の９の７の３」を「第４８条の９の８」に改め、同項を同条第５項とし、同条第３項を同条第４項とし、同条第２項中「前項」を「第１項」に、「法第３１７条の３の３第１項の規定による申告書に」を「同条第１項の規定による申告書に」に、「法第３１７条の３の３第１項の規定による申告書を提出する」を「同条第１項の規定による申告書を提出する」に改め、同項を同条第３項とし、同条第１項の次に次の１項を加える。

２　前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。

（１）公的年金等支払者の名称

（２）公的年金等受給者が、法第３１４条の２第１項第６号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨

（３）特定配偶者の氏名

（４）扶養親族又は特定親族の氏名

（５）その他施行規則で定める事項

第６３条中「が土地」の次に「又は家屋」を加え、「、家屋にあっては２０万円」を削り、「１５０万円」を「１８０万円」に改める。

附則第６条中「から令和９年度まで」を「以後」に改める。

附則第７条の３第１項中「令和２０年度」を「令和２５年度」に、「令和７年」を「令和１２年」に改める。

附則第７条の４中「又は附則第２０条第１項」を「、附則第１９条の３第１項又は附則第２０条第１項」に、「附則第５条の６第２項」を「附則第５条の６第３項又は第４項」に改める。

附則第９条の２中「附則第７条の２第４項」の次に「（法附則第７条の３第３項又は第４項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を加える。

附則第１７条の２第２項中「附則第３４条の２第５項」を「附則第３４条の２第６項」に、「附則第３４条の２第１０項」を「附則第３４条の２第１２項」に改め、同条に次の１項を加える。

４　第１項（第２項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第３１条の２第２項第１３号から第１５号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法（昭和３３年法律第３０号）第３条第１項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和４４年法律第５７号）第３条第１項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成１２年法律第５７号）第９条第１項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法（平成１５年法律第７７号）第５６条第１項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第１項又は第２項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

附則第１９条の２の次に次の１条を加える。

（特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例）

第１９条の３　当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第３８条の２第１項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第３３条第１項及び第２項並びに第３４条の３の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第１８条の６の４で定めるところにより計算した金額（以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額（特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額（次項第１号の規定により読み替えて適用される第３４条の２の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の１００分の３に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

２　前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

（１）第３４条の２の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第１９条の３第１項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

（２）第３４条の６から第３４条の８まで、第３４条の９第１項、附則第７条第１項及び附則第７条の３第１項の規定の適用については、第３４条の６中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第１９条の３第１項の規定による市

民税の所得割の額」と、第３４条の７第１項前段、第３４条の８、第３４条の９第１項、附則第７条第１項及び附則第７条の３第１項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第１９条の３第１項の規定による市民税の所得割の額」と、第３４条の７第１項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第１９条の３第１項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

（３）第３５条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第１９条の３第１項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは附則第１９条の３第１項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

（４）附則第５条の規定の適用については、同条第１項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第１９条の３第１項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同条第２項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第１９条の３第１項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附　則

（施行期日）

第１条　この条例は、令和９年１月１日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（１）第６３条の改正規定及び附則第３条の規定　令和９年４月１日

（２）第３４条の７第２項の改正規定並びに附則第７条の４の改正規定（「附則第５条の６第２項」を「附則第５条の６第３項又は第４項」に改める部分に限る。）、附則第９条の２の改正規定及び附則第１７条の２の改正規定並びに次条第４項の規定　令和１０年１月１日

（３）附則第７条の４の改正規定（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第１９条の２の次に１条を加える改正規定並びに次条第３項及び第５項の規定　金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和８年法律第６４号）の施行の日の属する年の翌々年の１月１日

（市民税に関する経過措置）

第２条　この条例による改正後の南アルプス市税条例（以下「新条例」という。）第３６条の３の３第１項及び第２項の規定は、この条例の施行の日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する新条例第３６条の３の３第１項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出

したこの条例による改正前の南アルプス市税条例第３６条の３の３第１項の規定による申告書については、なお従前の例による。

２　新条例附則第７条の３第１項及び第２項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が令和８年１月１日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和８年法律第１２号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）第７条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和３２年法律第２６号）第４１条第１項に規定する居住用家屋（同条第１６項の規定により同条第１項に規定する居住用家屋とみなされる同条第１６項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第１７項の規定により同条第１項に規定する既存住宅とみなされる同条第１７項に規定する特例既存住宅及び同条第３５項の規定により同条第１項に規定する既存住宅とみなされる同条第３５項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（同条第１７項の規定により同条第１項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第１７項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。）又は同条第６項に規定する認定住宅等（同条第１８項の規定により同条第６項に規定する認定住宅等とみなされる同条第１８項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第１項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第７条の規定による改正前の租税特別措置法第４１条第１項に規定する居住用家屋（同条第２０項の規定により同条第１項に規定する居住用家屋とみなされる同条第２０項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第３５項の規定により同条第１項に規定する既存住宅とみなされる同条第３５項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。）又は同条第１０項に規定する認定住宅等（同条第２１項の規定により同条第１０項に規定する認定住宅等とみなされる同条第２１項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第１項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

３　前条第３号に掲げる規定による改正後の南アルプス市税条例附則第７条の４の規定は、同号に掲げる規定の施行の日（以下この項及び第５項において「３号施行日」という。）の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、３号施行日の属する年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

４　前条第２号に掲げる規定による改正後の南アルプス市税条例附則第１７条の２第４項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が同号に掲げる規定の施行の日以後に行う同条第１項の土地等の譲渡について適用する。

５　前条第３号に掲げる規定による改正後の南アルプス市税条例附則第１９条の３の規定は、３号施行日の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

（固定資産税に関する経過措置）

第３条　附則第１条第１号に掲げる規定による改正後の南アルプス市税条例第６３条の規定は、令和９年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和８年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

提案理由

地方税法等の一部を改正する法律（令和８年法律第２号）の施行に伴い、関係する規定を改める必要があるため本条例を改正したいので、この案を提出するものである。

○南アルプス市税条例の一部を改正する条例新旧対照表

| 改正案 | 現行 |
| --- | --- |
| (寄附金税額控除)<br>第34条の7　(略)<br>2　前項の特例控除額は、法第314条の7第11項(法附則第5条の6第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。<br>(市民税の申告)<br>第36条の2　第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。)の法第314条の2第1項第 | (寄附金税額控除)<br>第34条の7　(略)<br>2　前項の特例控除額は、法第314条の7第11項(法附則第5条の6第2項　　の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。<br>(市民税の申告)<br>第36条の2　第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。)の法第314条の2第1項第 |

| | |
|---|---|
| 10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。)、法第314条の2第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額(特定親族(同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号並びに第36条の3の3第1項及び第2項第4号において同じ。)(前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)に係るものを除く。)の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下本条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第24条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。 | 10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。)、法第314条の2第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額(特定親族(同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。)(前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)に係るものを除く。)の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下本条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第24条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。 |
| 2～9　(略) | 2～9　(略) |
| (個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書) | (個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書) |
| 第36条の3の2　所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有する | 第36条の3の2　所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有する |

| | |
|---|---|
| ものは、当該申告書の提出の際に経由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、市長に提出しなければならない。 | ものは、当該申告書の提出の際に経由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、市長に提出しなければならない。 |
| (1)　(略) | (1)　(略) |
| (2)　所得割の納税義務者(合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除く。次条第1項第2号において同じ。)(合計所得金額が133万円以下であるものに限る。)の氏名 | (2)　所得割の納税義務者(合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。)の氏名 |
| (3)・(4)　(略) | (3)・(4)　(略) |
| 2～4　(略) | 2～4　(略) |
| 5　給与所得者は、第1項及び第3項の規定による申告書の提出の際に経由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法そ | 5　給与所得者は、第1項及び第3項の規定による申告書の提出の際に経由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法そ |

| | |
|---|---|
| の他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第5項及び第53条の9第3項において同じ。)により提供することができる。 | の他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第4項及び第53条の9第3項において同じ。)により提供することができる。 |
| 6　(略) | 6　(略) |
| (個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書) | (個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書) |
| 第36条の3の3　次に掲げる者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)は、公的年金等支払者(所得税法第203条の6第1項に規定する申告書の提出の際に経由すべき同項に規定する公的年金等(以下この項において「公的年金等」という。)の支払者をいう。以下この条において同じ。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、市長に提出しなければならない。 | 第36条の3の3　所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受ける者を除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。)に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。第2号において同じ。)又は扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。)若しくは特定親族(退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書 |
| (1)　所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者 | |
| (2)　法の施行地において公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。)の支払を受ける第23条第1項第1号に掲げる者であって、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(合計所得金額が | |

95万円以下であるものに限る。)をいう。次号及び次項第3号において同じ。)(退職手当等(第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。)に係る所得を有する者に限る。)又は扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。)若しくは特定親族(退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)を有する者

(3)　法の施行地において公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものに限る。)の支払を受ける第23条第1項第1号に掲げる者(当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第48条の9の7の3に定める金額に満たない者を除く。)であって、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。)若しくは特定親族(合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)を有する者

2　前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。

(1)　公的年金等支払者の名称

(2)　公的年金等受給者が、法第314条の2第1項第6号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合に

の提出の際に経由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、市長に提出しなければならない。

(1)　当該公的年金等支払者の名称

(2)　特定配偶者の氏名

(3)　扶養親族又は特定親族の氏名

(4)　その他施行規則で定める事項

| | |
|---|---|
| はその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨<br>(3)　特定配偶者の氏名<br>(4)　扶養親族又は特定親族の氏名<br>(5)　その他施行規則で定める事項 | |
| 3　第1項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を経由して提出した前項又は同条第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は同条第1項の規定による申告書を提出することができる。 | 2　前項 又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を経由して提出した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出することができる。 |
| 4　（略） | 3　（略） |
| 5　公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に経由すべき公的年金等支払者が令第48条の9の8において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提 | 4　公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に経由すべき公的年金等支払者が令第48条の9の7の3において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提 |

出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

6　前項の規定の適用がある場合における第4項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

(固定資産税の免税点)

第63条　同一の者についてその者の所有に係る土地、家屋又は償却資産に対して課する固定資産税の課税標準となるべき額が土地又は家屋にあっては30万円、償却資産にあっては180万円に満たない場合においては、固定資産税を課さない。

附　則

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第6条　平成30年度以後の各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の5第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条

出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

5　前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

(固定資産税の免税点)

第63条　同一の者についてその者の所有に係る土地、家屋又は償却資産に対して課する固定資産税の課税標準となるべき額が土地にあっては30万円、家屋にあっては20万円、償却資産にあっては150万円に満たない場合においては、固定資産税を課さない。

附　則

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第6条　平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の5第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条

第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の5第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)

第7条の3　平成22年度から令和25年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(同法第41条第1項に規定する居住年が平成21年から令和12年までの各年である場合に限る。)には、法附則第5条の4第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2　(略)

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

第7条の4　第34条の7の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第11項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第34条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第16条の3第1項、附則第16条の4第

第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の5第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)

第7条の3　平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(同法第41条第1項に規定する居住年が平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。)には、法附則第5条の4第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2　(略)

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

第7条の4　第34条の7の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第11項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第34条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第16条の3第1項、附則第16条の4第

| | |
|---|---|
| 1項、附則第17条第1項、附則第18条第1項、附則第19条第1項、附則第19条の2第1項、附則第19条の3第1項又は附則第20条第1項の規定の適用を受けるときは、第34条の7第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項(法附則第5条の6第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。 | 1項、附則第17条第1項、附則第18条第1項、附則第19条第1項、附則第19条の2第1項又は附則第20条第1項の規定の適用を受けるときは、第34条の7第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項(法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。 |
| (個人の市民税の寄附金税額控除に係る申告等の特例等) | (個人の市民税の寄附金税額控除に係る申告等の特例等) |
| 第9条の2　当分の間、所得割の納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合(法附則第7条第13項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。)には、法附則第7条の2第4項(法附則第7条の3第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、第34条の7第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するのとする。 | 第9条の2　当分の間、所得割の納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合(法附則第7条第13項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。)には、法附則第7条の2第4項に規定するところにより控除すべき額を、第34条の7第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するのとする。 |
| (優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例) | (優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例) |
| 第17条の2　(略) | 第17条の2　(略) |
| 2　前項の規定は、昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に | 2　前項の規定は、昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に |

| | |
|---|---|
| 前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第6項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第12項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。 | 前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。 |
| 3　(略) | 3　(略) |
| 4　第1項(第2項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第15号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第3条第1項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法(平成15年法律第77号)第56条第1項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第1 | |

| | |
|---|---|
| 項又は第2項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。<br>(特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)<br>第19条の3　当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第38条の2第1項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第33条第1項及び第2項並びに第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第18条の6の4で定めるところにより計算した金額(以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。)に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額(特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額(次項第1号の規定により読み替えて適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。<br>2　前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。<br>(1)　第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第19条の3第1 | |

| | |
|---|---|
| 項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。<br>(2)　第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。<br>(3)　第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。<br>(4)　附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるの | |

| | |
|---|---|
| は「所得割の額並びに附則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。 | |

議案第６５号

南アルプス市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部改正について

南アルプス市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和８年８月２８日提出

南アルプス市長　金　丸　一　元

南アルプス市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例

南アルプス市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例（平成２８年南アルプス市条例第５１号）の一部を次のように改正する。

第２条中「償却資産」の次に「（所得税法施行令第６条第１号から第３号まで又は法人税法施行令第１３条第１号から第３号までに掲げるものに限る。）」を加える。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

地域再生法第１７条の６の地方公共団体等を定める省令の一部を改正する省令（令和８年総務省令第３８号）の施行に伴い、本条例を改正したいので、この案を提出するものである。

○南アルプス市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

| 改正案 | 現行 |
| --- | --- |
| (課税免除又は不均一課税)<br>第2条　本市の地方活力向上地域において、認定地域再生計画(法第5条第4項第5号に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備事業に関する事項が記載されたものに限る。)の公示の日(地域再生法の一部を改正する法律(平成27年法律第49号)の施行の日以後最初に公示された日に限る。)から令和10年3月31日までの間に、法第17条の2第3項の規定により、同条第1項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画(以下「整備計画」という。)の認定を受けた認定事業者であって、当該認定を受けた日から同日の翌日以後3年を経過する日まで(同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで)の間に、法第5条第4項第5号に規定する特定業務施設及び同号に規定する特定業務児童福祉施設のうち当該特定業務施設の新設に併せて整備されるものの用に供する減価償却資産(所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第6条第1号から第7号まで又は法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第13条第1号から第7号までに掲げるものに限る。)で取得価額の合計額が3,800万円(租税特別措 | (課税免除又は不均一課税)<br>第2条　本市の地方活力向上地域において、認定地域再生計画(法第5条第4項第5号に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備事業に関する事項が記載されたものに限る。)の公示の日(地域再生法の一部を改正する法律(平成27年法律第49号)の施行の日以後最初に公示された日に限る。)から令和10年3月31日までの間に、法第17条の2第3項の規定により、同条第1項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画(以下「整備計画」という。)の認定を受けた認定事業者であって、当該認定を受けた日から同日の翌日以後3年を経過する日まで(同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで)の間に、法第5条第4項第5号に規定する特定業務施設及び同号に規定する特定業務児童福祉施設のうち当該特定業務施設の新設に併せて整備されるものの用に供する減価償却資産(所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第6条第1号から第7号まで又は法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第13条第1号から第7号までに掲げるものに限る。)で取得価額の合計額が3,800万円(租税特別措 |

| | |
|---|---|
| 置法(昭和32年法律第26号)第10条第8項第6号に規定する中小事業者、同法第42条の4第19項第7号に規定する中小企業者及び法人税法(昭和40年法律第34号)第66条第6項に規定する中小通算法人にあっては1,900万円)以上のもの(以下「特別償却設備」という。)を新設し、又は増設した者について、特別償却設備である家屋又は構築物及び償却資産(所得税法施行令第6条第1号から第3号まで又は法人税法施行令第13条第1号から第3号までに掲げるものに限る。)並びに当該家屋又は構築物の敷地である土地(公示日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。)に対して課する固定資産税(当該特別償却設備を取得した日から起算して3年内に到来する賦課期日に係る各年度分の固定資産税に限る。)は、法第17条の2第1項第1号に掲げる事業にあっては、最初に課すべきこととなる年度以後3年度分に限り免除するものとし、同項第2号に掲げる事業にあっては、南アルプス市税条例(平成15年南アルプス市条例第58号)第62条の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める税率とする。<br>(略) | 置法(昭和32年法律第26号)第10条第8項第6号に規定する中小事業者、同法第42条の4第19項第7号に規定する中小企業者及び法人税法(昭和40年法律第34号)第66条第6項に規定する中小通算法人にあっては1,900万円)以上のもの(以下「特別償却設備」という。)を新設し、又は増設した者について、特別償却設備である家屋又は構築物及び償却資産<br>並びに当該家屋又は構築物の敷地である土地(公示日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。)に対して課する固定資産税(当該特別償却設備を取得した日から起算して3年内に到来する賦課期日に係る各年度分の固定資産税に限る。)は、法第17条の2第1項第1号に掲げる事業にあっては、最初に課すべきこととなる年度以後3年度分に限り免除するものとし、同項第2号に掲げる事業にあっては、南アルプス市税条例(平成15年南アルプス市条例第58号)第62条の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める税率とする。<br>(略) |

議案第６６号

南アルプス市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について

南アルプス市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和８年８月２８日提出

南アルプス市長　金　丸　一　元

南アルプス市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

南アルプス市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例（平成１５年南アルプス市条例第１４号）の一部を次のように改正する。

第４条中「第２１条第２項」を「第１８条の３第１項」に改める。

第１２条中「第１９条第１項第１号ト」を「第１８条の３第１項第７号」に改める。

附　則

この条例は、令和８年１０月１日から施行する。

提案理由

地方自治法施行規則の一部を改正する省令（令和８年総務省令第８６号）の施行に伴い、引用条文を改める必要があるため本条例を改正したいので、この案を提出するものである。

○南アルプス市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

| 改正案 | 現行 |
| --- | --- |
| (登録)<br>第4条　市長は、登録申請者から認可地縁団体印鑑の登録の申請があったときは、南アルプス市印鑑条例第4条の規定の例により、登録申請者が当該認可地縁団体の代表者等であることを確認し、当該認可地縁団体につき地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)第18条の3第1項の規定に基づき作成された台帳(以下「地縁団体登録台帳」という。)の記載事項並びに個人印鑑に係る印鑑登録原票の記載事項及び印影と照合するほか、登録を申請する書面に記載されている事項その他必要な事項について審査し、登録するものとする。 | (登録)<br>第4条　市長は、登録申請者から認可地縁団体印鑑の登録の申請があったときは、南アルプス市印鑑条例第4条の規定の例により、登録申請者が当該認可地縁団体の代表者等であることを確認し、当該認可地縁団体につき地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)第21条第2項　の規定に基づき作成された台帳(以下「地縁団体登録台帳」という。)の記載事項並びに個人印鑑に係る印鑑登録原票の記載事項及び印影と照合するほか、登録を申請する書面に記載されている事項その他必要な事項について審査し、登録するものとする。 |
| (代理人による申請)<br>第12条　地方自治法施行規則第18条の3第1項第7号に規定する代理人を置いている認可地縁団体にあっては、委任の旨を証する書面を添えて、当該代理人によりこの条例の規定による申請をすることができる。この場合において、第3条中「認可地縁団体印鑑の登録を受けようとする者(以下「登録申請者」という。)」とあるのは「認可地縁団体印鑑の登録を受けようとする者(以下「登録申請者」という。) | (代理人による申請)<br>第12条　地方自治法施行規則第19条第1項第1号ト　に規定する代理人を置いている認可地縁団体にあっては、委任の旨を証する書面を添えて、当該代理人によりこの条例の規定による申請をすることができる。この場合において、第3条中「認可地縁団体印鑑の登録を受けようとする者(以下「登録申請者」という。)」とあるのは「認可地縁団体印鑑の登録を受けようとする者(以下「登録申請者」という。) |

| | |
|---|---|
| の代理人」と、第４条中「登録申請者から」とあるのは「登録申請者の代理人から」と、第７条第１項及び第９条中「認可地縁団体印鑑の登録を受けている者」とあるのは「認可地縁団体印鑑の登録を受けている者の代理人」と読み替えるものとする。 | の代理人」と、第4条中「登録申請者から」とあるのは「登録申請者の代理人から」と、第7条第1項及び第9条中「認可地縁団体印鑑の登録を受けている者」とあるのは「認可地縁団体印鑑の登録を受けている者の代理人」と読み替えるものとする。 |

議案第６７号

南アルプス市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について

南アルプス市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和８年８月２８日提出

南アルプス市長　金　丸　一　元

南アルプス市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

南アルプス市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成１５年南アルプス市条例第１５０号）の一部を次のように改正する。

第８条中「第３項」を「第４項」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律（令和８年法律第４３号）の公布に伴い、引用条文を改める必要があるため本条例を改正したいので、この案を提出するものである。

○南アルプス市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

| 改正案 | 現行 |
| --- | --- |
| (市による一般廃棄物の減量及び処理)<br>第8条　(略)<br>2　前項に規定する一般廃棄物の収集、運搬及び処分(一般廃棄物の収集、運搬及び処分を委託して行う場合にあっては、当該収集、運搬及び処分の委託)は、法第6条の2第2項及び第4項の規定に基づく基準並びに海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和45年法律第136号)に基づき定められた基準に従って行うものとする。<br>3・4　(略) | (市による一般廃棄物の減量及び処理)<br>第8条　(略)<br>2　前項に規定する一般廃棄物の収集、運搬及び処分(一般廃棄物の収集、運搬及び処分を委託して行う場合にあっては、当該収集、運搬及び処分の委託)は、法第6条の2第2項及び第3項の規定に基づく基準並びに海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和45年法律第136号)に基づき定められた基準に従って行うものとする。<br>3・4　(略) |

議案第６８号

南アルプス市景観まちづくり条例及び南アルプス市市道の構造基準等を定める条例の一部改正について

南アルプス市景観まちづくり条例及び南アルプス市市道の構造基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和８年８月２８日提出

南アルプス市長　金　丸　一　元

南アルプス市景観まちづくり条例及び南アルプス市市道の構造基準等を定める条例の一部を改正する条例

（南アルプス市景観まちづくり条例の一部改正）

第１条　南アルプス市景観まちづくり条例（平成２２年南アルプス市条例第３６号）の一部を次のように改正する。

第２０条中「第１６条第７項第１１号」を「第１６条第８項第１２号」に改める。

第２９条第１項中「第８条第２項第４号ロ」を「第８条第２項第４号ハ」に改める。

（南アルプス市市道の構造基準等を定める条例の一部改正）

第２条　南アルプス市市道の構造基準等を定める条例（平成２５年南アルプス市条例第５号）の一部を次のように改正する。

第１６条第３項第３号中「第８条第２項第４号ロ」を「第８条第２項第４号ハ」に改める。

附　則

この条例は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和８年法律第２３号）の施行の日から施行する。

提案理由

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和８年法律第２３号）の公布に伴い、引用条文を改める必要があるため本条例を改正したいので、この案を提出するものである。

○南アルプス市景観まちづくり条例及び南アルプス市市道の構造基準等を定める条例の一部を改正する条例新旧対照表

第１条　南アルプス市景観まちづくり条例の一部改正

| 改正案 | 現行 |
| --- | --- |
| (届出を要しない行為)<br>第20条　法第16条第8項第12号に規定する届出を要しない行為は、別表のとおりとする。<br>(景観重要公共施設の指定)<br>第29条　市長は、法第8条第2項第4号ハに規定する景観重要公共施設の指定をしようとするときは、あらかじめ南アルプス市景観審議会の意見を聴かなければならない。<br>2　（略） | (届出を要しない行為)<br>第20条　法第16条第7項第11号に規定する届出を要しない行為は、別表のとおりとする。<br>(景観重要公共施設の指定)<br>第29条　市長は、法第8条第2項第4号ロに規定する景観重要公共施設の指定をしようとするときは、あらかじめ南アルプス市景観審議会の意見を聴かなければならない。<br>2　（略） |

第２条　南アルプス市市道の構造基準等を定める条例の一部改正

| 改正案 | 現行 |
| --- | --- |
| (植樹帯)<br>第16条　（略）<br>2　（略）<br>3　次に掲げる道路の区間に設ける植樹帯の幅員は、当該道路の構造及び交通の状況、沿道の土地利用の状況並びに良 | (植樹帯)<br>第16条　（略）<br>2　（略）<br>3　次に掲げる道路の区間に設ける植樹帯の幅員は、当該道路の構造及び交通の状況、沿道の土地利用の状況並びに良 |

| | |
|---|---|
| 好な道路交通環境の整備又は沿道における良好な生活環境の確保のため講じられる他の措置を総合的に勘案して特に必要があると認められる場合には、前項の規定にかかわらず、その事情に応じ、同項の規定により定められるべき値を超える適切な値とするものとする。<br>(1)・(2)　(略)<br>(3)　景観法(平成16年法律第110号)第8条第2項第4号ハに規定する景観重要公共施設である道路の区間<br>4　(略) | 好な道路交通環境の整備又は沿道における良好な生活環境の確保のため講じられる他の措置を総合的に勘案して特に必要があると認められる場合には、前項の規定にかかわらず、その事情に応じ、同項の規定により定められるべき値を超える適切な値とするものとする。<br>(1)・(2)　(略)<br>(3)　景観法(平成16年法律第110号)第8条第2項第4号ロに規定する景観重要公共施設である道路の区間<br>4　(略) |

議案第７５号

小中学校屋内運動場空調整備事業について

小中学校屋内運動場空調整備事業について、次のとおり事業契約を締結するものとする。

令和８年８月２８日提出

南アルプス市長　金　丸　一　元

１　契約の目的　　小中学校屋内運動場空調整備事業

２　契約の方法　　公募型プロポーザル方式による契約

３　契約の金額　　金３，０６９，６３５，６９０円

（うち消費税　金２７９，０５７，７９０円）

４　契約の相手方　　代表企業　東京都港区港南一丁目２番７０号

ＮＴＴ・ＴＣリース株式会社

代表取締役　近藤　禎一郎

構 成 員　山梨県甲府市飯田二丁目６番６号

株式会社三宅建築設計事務所

代表取締役　芦沢　雅博

構 成 員　山梨県南巨摩郡身延町小田船原１１５７番地

身延総合設備株式会社

代表取締役　柿島　正士

構 成 員　山梨県韮崎市藤井町北下條１２８４番地

有限会社サイトー冷熱

代表取締役　齊藤　均

構 成 員　山梨県甲府市里吉二丁目５番７号

株式会社富士環境

代表取締役　東福寺　正彦

構 成 員　山梨県甲府市上石田三丁目１７番１３号

富士冷暖株式会社

代表取締役　長田　三千穂

構 成 員　山梨県南アルプス市小笠原４３５番地の２

三和住設株式会社

代表取締役　小松　謙一

構 成 員　山梨県南アルプス市有野３０２１番地
有限会社塩谷工業
代表取締役　塩谷　亮太
構 成 員　山梨県南アルプス市下今諏訪４２３番地
日東物産株式会社
代表取締役　河内　信明

５　契 約 期 間　　議決日の翌日から令和２０年３月３１日まで

提案理由

この契約の締結については、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第５号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分の範囲を定める条例（平成１５年南アルプス市条例第５５号）第２条の規定により議会の議決を必要とするので、この案を提出するものである。

議案第７６号

財産の取得（消防団ワンボックス型積載車購入）について

消防団ワンボックス型積載車２台の購入として、次のとおり財産を取得するものとする。

令和８年８月２８日提出

南アルプス市長　金　丸　一　元

１　品　　名　　消防団ワンボックス型積載車
２　購入方法　　一般競争入札
３　購入金額　　金３６，３６６，０００円
　　（うち消費税　金３，３０６，０００円）
４　購 入 先　　住　所　山梨県甲府市伊勢一丁目５番１６号
　　名　称　有限会社　中村ポンプ工作所
　　代表者　代表取締役　中村　巳春
５　納入期限　　令和９年３月２４日まで

提案理由

この財産の取得については、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第８号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分の範囲を定める条例（平成１５年南アルプス市条例第５５号）第３条の規定により議会の議決を必要とするので、この案を提出するものである。

議案第７７号

財産の処分（土地の売払い）について

次のとおり、土地を売払うものとする。

令和８年８月２８日提出

南アルプス市長　金　丸　一　元

１　土地を売払う目的

本市における商工業の振興及び企業誘致の推進を図るため造成する南アルプス市下今諏訪 A 工業団地Ｓ－３区画用地を、中本 FinePack 株式会社に売払うものである。

２　売払う土地の所在、地目及び面積

所在　南アルプス市鏡中條上河原４２２２番の一部　外７４筆及び道水路

地目　宅　地

面積　２０，７００平方メートル

３　売払いの方法　随意契約

４　売払いの価格　金５００，０００，０００円

５　売払いの相手方

茨城県稲敷市下太田４６６３番地１５

中本Fine Pack株式会社

代表取締役社長　関口　祐史

提案理由

この土地の売払いについては、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第８号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分の範囲を定める条例（平成１５年南アルプス市条例第５５号）第３条の規定により議会の議決を必要とするので、この案を提出するものである。

（参照）土地の所在、面積等は別紙のとおり。

# 土地の表示

| 番号 | 所在 | | | 地番 | 番号 | 所在 | | | 地番 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 市町村 | 大字 | 小字 | | | 市町村 | 大字 | 小字 | |
| 1 | 南アルプス市 | 鏡中條 | 上河原 | 4222 の一部 | 41 | 南アルプス市 | 鏡中條 | 中河原 | 4398 番3 |
| 2 | 南アルプス市 | 鏡中條 | 上河原 | 4223 の一部 | 42 | 南アルプス市 | 鏡中條 | 中河原 | 4401 番1 |
| 3 | 南アルプス市 | 鏡中條 | 上河原 | 4224 | 43 | 南アルプス市 | 鏡中條 | 中河原 | 4401 番2 |
| 4 | 南アルプス市 | 鏡中條 | 上河原 | 4235 | 44 | 南アルプス市 | 鏡中條 | 中河原 | 4402 |
| 5 | 南アルプス市 | 鏡中條 | 上河原 | 4236 | 45 | 南アルプス市 | 鏡中條 | 中河原 | 4403 |
| 6 | 南アルプス市 | 鏡中條 | 上河原 | 4237 | 46 | 南アルプス市 | 鏡中條 | 中河原 | 4406 |
| 7 | 南アルプス市 | 鏡中條 | 上河原 | 4246 | 47 | 南アルプス市 | 鏡中條 | 中河原 | 4409 |
| 8 | 南アルプス市 | 鏡中條 | 上河原 | 4247 | 48 | 南アルプス市 | 鏡中條 | 中河原 | 4410 |
| 9 | 南アルプス市 | 鏡中條 | 上河原 | 4256 | 49 | 南アルプス市 | 鏡中條 | 中河原 | 4411 |
| 10 | 南アルプス市 | 鏡中條 | 上河原 | 4270 | 50 | 南アルプス市 | 鏡中條 | 中河原 | 4414 番1 |
| 11 | 南アルプス市 | 鏡中條 | 上河原 | 4278 番1 | 51 | 南アルプス市 | 鏡中條 | 中河原 | 4414 番2 |
| 12 | 南アルプス市 | 鏡中條 | 上河原 | 4284 番4 | 52 | 南アルプス市 | 鏡中條 | 中河原 | 4415 番1 |
| 13 | 南アルプス市 | 鏡中條 | 中河原 | 4355 番3 | 53 | 南アルプス市 | 鏡中條 | 中河原 | 4415 番3 |
| 14 | 南アルプス市 | 鏡中條 | 中河原 | 4357 番4 | 54 | 南アルプス市 | 鏡中條 | 中河原 | 4417 番1 |
| 15 | 南アルプス市 | 鏡中條 | 中河原 | 4357 番6 | 55 | 南アルプス市 | 鏡中條 | 中河原 | 4417 番3 |
| 16 | 南アルプス市 | 鏡中條 | 中河原 | 4364 | 56 | 南アルプス市 | 鏡中條 | 中河原 | 4421 番1 |
| 17 | 南アルプス市 | 鏡中條 | 中河原 | 4367 番1 | 57 | 南アルプス市 | 鏡中條 | 中河原 | 4421 番2 |
| 18 | 南アルプス市 | 鏡中條 | 中河原 | 4367 番2 | 58 | 南アルプス市 | 鏡中條 | 中河原 | 4421 番3 |
| 19 | 南アルプス市 | 鏡中條 | 中河原 | 4367 番3 | 59 | 南アルプス市 | 鏡中條 | 中河原 | 4425 |
| 20 | 南アルプス市 | 鏡中條 | 中河原 | 4369 番1 | 60 | 南アルプス市 | 鏡中條 | 中河原 | 4428 |
| 21 | 南アルプス市 | 鏡中條 | 中河原 | 4369 番2 | 61 | 南アルプス市 | 鏡中條 | 中河原 | 4433 番1 |
| 22 | 南アルプス市 | 鏡中條 | 中河原 | 4370 番1 | 62 | 南アルプス市 | 鏡中條 | 中河原 | 4438 番1 |
| 23 | 南アルプス市 | 鏡中條 | 中河原 | 4370 番2 | 63 | 南アルプス市 | 鏡中條 | 中河原 | 4445 |
| 24 | 南アルプス市 | 鏡中條 | 中河原 | 4375 番1 | 64 | 南アルプス市 | 鏡中條 | 中河原 | 4448 の一部 |
| 25 | 南アルプス市 | 鏡中條 | 中河原 | 4375 番2 | 65 | 南アルプス市 | 鏡中條 | 中河原 | 4450 |
| 26 | 南アルプス市 | 鏡中條 | 中河原 | 4376 番1 | 66 | 南アルプス市 | 鏡中條 | 中河原 | 4452 |
| 27 | 南アルプス市 | 鏡中條 | 中河原 | 4376 番3 | 67 | 南アルプス市 | 鏡中條 | 中河原 | 4453 番1 |
| 28 | 南アルプス市 | 鏡中條 | 中河原 | 4378 | 68 | 南アルプス市 | 鏡中條 | 中河原 | 4453 番2 |
| 29 | 南アルプス市 | 鏡中條 | 中河原 | 4382 | 69 | 南アルプス市 | 鏡中條 | 中河原 | 4454 番1 |
| 30 | 南アルプス市 | 鏡中條 | 中河原 | 4386 番1 | 70 | 南アルプス市 | 鏡中條 | 中河原 | 4454 番2 |
| 31 | 南アルプス市 | 鏡中條 | 中河原 | 4386 番2 | 71 | 南アルプス市 | 鏡中條 | 中河原 | 4459 の一部 |
| 32 | 南アルプス市 | 鏡中條 | 中河原 | 4386 番3 | 72 | 南アルプス市 | 鏡中條 | 中河原 | 4462 の一部 |
| 33 | 南アルプス市 | 鏡中條 | 中河原 | 4387 番1 | 73 | 南アルプス市 | 鏡中條 | 中河原 | 4463 の一部 |
| 34 | 南アルプス市 | 鏡中條 | 中河原 | 4387 番3 | 74 | 南アルプス市 | 鏡中條 | 中河原 | 4464 |
| 35 | 南アルプス市 | 鏡中條 | 中河原 | 4390 番1 | 75 | 南アルプス市 | 鏡中條 | 中河原 | 4466 の一部 |
| 36 | 南アルプス市 | 鏡中條 | 中河原 | 4390 番3 | | | | 道・水(法定外公共物) | |
| 37 | 南アルプス市 | 鏡中條 | 中河原 | 4392 番1 | | | | | |
| 38 | 南アルプス市 | 鏡中條 | 中河原 | 4392 番2 | | | | | |
| 39 | 南アルプス市 | 鏡中條 | 中河原 | 4393 | | | | | |
| 40 | 南アルプス市 | 鏡中條 | 中河原 | 4398 番1 | 現況測量面積（㎡） | | | | 20,700 |

議案第７８号

財産の取得（北部学校給食センター洗浄機更新）について

北部学校給食センター洗浄機の更新として、次のとおり財産を取得するものとする。

令和８年８月２８日提出

南アルプス市長　金　丸　一　元

１　品　　名　　北部学校給食センター洗浄機
２　購入方法　　一般競争入札
３　購入金額　　金１０４，２３６，０００円
　　（うち消費税　金９，４７６，０００円）
４　購 入 先　　住　所　山梨県中央市山之神流通団地北１番地
　　名　称　株式会社　日新厨房企画
　　代表者　代表取締役　内田　誠一
５　納入期限　　令和９年３月３１日まで

提案理由

この財産の取得については、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第８号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分の範囲を定める条例（平成１５年南アルプス市条例第５５号）第３条の規定により議会の議決を必要とするので、この案を提出するものである。

議案第７９号

財産の取得（給食センター給食用食器購入）について

給食センターの給食用食器の購入として、次のとおり財産を取得するものとする。

令和８年８月２８日提出

南アルプス市長　金　丸　一　元

１　品　　名　　給食センター給食用食器
２　購入方法　　一般競争入札
３　購入金額　　金１９，１１４，０４０円
　　（うち消費税　金１，７３７，６４０円）
４　購 入 先　　住　所　山梨県南アルプス市西南湖１７８８番地
　　名　称　富士観光開発　株式会社　南アルプス出張所
　　代表者　出張所長　雨宮　勉
５　納入期限　　令和９年１月３１日まで

提案理由

この財産の取得については、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第８号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分の範囲を定める条例（平成１５年南アルプス市条例第５５号）第３条の規定により議会の議決を必要とするので、この案を提出するものである。

議案第８０号

財産の取得（高規格救急自動車購入）について

高規格救急自動車の購入として、次のとおり財産を取得するものとする。

令和８年８月２８日提出

南アルプス市長　金　丸　一　元

１　品　　名　　高規格救急自動車
２　購入方法　　一般競争入札
３　購入金額　　金５２，７９７，９１４円
　　（うち消費税　４，７９７，９１４円）
４　購 入 先　　住　所　千葉県柏市若柴１９７番地１７
　　若柴倉庫付事務所１０２
　　名　称　株式会社　ベルリング　千葉営業所
　　代表者　所長　細川　正憲
５　納入期限　　令和９年３月１９日まで

提案理由

この財産の取得については、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第８号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分の範囲を定める条例（平成１５年南アルプス市条例第５５号）第３条の規定により議会の議決を必要とするので、この案を提出するものである。

議案第８１号

市道路線の認定について

道路法（昭和２７年法律第１８０号）第８条第２項の規定により、市道路線を次のとおり認定したいので、議会の議決を求める。

令和８年８月２８日提出

南アルプス市長　金　丸　一　元

認定路線　（単位：m）

| 整理番号 | 路線名 | 起　点<br>終　点 | 延長 | 最小幅員<br>最大幅員 | 摘要 |
|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 若草 844 号線 | 鏡中條字反田 1146 番 10 地先<br>鏡中條字反田 1146 番 8 地先 | 60.37 | 6.00<br>9.52 | 若草地区 |
| 2 | 若草 845 号線 | 鏡中條字反田 1146 番 6 地先<br>鏡中條字反田 1146 番 6 地先 | 16.26 | 6.05<br>8.42 | 若草地区 |
| 3 | 若草 846 号線 | 浅原字中河原 169 番 1 地先<br>浅原字中河原 169 番 3 地先 | 48.43 | 5.00<br>9.38 | 若草地区 |
| 4 | 桃園 108 号線 | 桃園字八反畑 1367 番 3 地先<br>桃園字八反畑 1367 番 6 地先 | 37.67 | 6.00<br>10.00 | 櫛形地区 |
| 5 | 鮎沢 32 号線 | 鮎沢字村後 396 番 1 地先<br>鮎沢字村後 400 番 2 地先 | 39.05 | 6.03<br>12.31 | 甲西地区 |

提案理由

開発行為の寄附に伴い新たに５路線を認定したいので、道路法第８条第２項の規定に基づき、この案を提出するものである。

議案第８２号

市道路線の変更について

道路法（昭和２７年法律第１８０号）第１０条第２項の規定により、市道路線を次のとおり変更したいので、議会の議決を求める。

令和８年８月２８日提出

南アルプス市長　金　丸　一　元

変更路線　（単位：m）

| 整理番号 | 路線名 | 新旧別 | 起　点<br>終　点 | 延長 | 最小幅員<br>最大幅員 | 摘要 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 若草245号線 | 旧 | 加賀美字東前田125番1地先<br>藤田字丁向564番3地先 | 269.80 | 2.40<br>6.10 | 若草地区 |
| | | 新 | 加賀美字東前田125番1地先<br>加賀美字石原田46番3地先 | 211.70 | 2.40<br>6.10 | |

提案理由

路線の見直しに伴い１路線を変更したいので、道路法第１０条第３項の規定に基づき、この案を提出するものである。

議案第８３号

令和７年度南アルプス市水道事業会計利益剰余金の処分について

令和７年度南アルプス市水道事業会計において生じた未処分利益剰余金については、令和７年度南アルプス市水道事業会計剰余金処分計算書のとおり処分する。

令和８年８月２８日提出

南アルプス市長　金　丸　一　元

提案理由

地方公営企業法（昭和２７年法律第２９２号）第３２条第２項の規定により議会の議決を経る必要があるので、この案を提出するものである。

# 令和７年度　南アルプス市水道事業会計剰余金処分計算書

［単位 ： 円］

| | | 資　本　金 | 資本剰余金 | 未　処　分<br>利益剰余金 |
|---|---|---|---|---|
| 当年度末残高 | | 9,204,765,357 | 42,267,135 | 344,445,219 |
| 議会の議決による処分額 | | 263,422,933 | 0 | △344,445,219 |
| | 減債積立金への積立 | 0 | 0 | △81,022,286 |
| | 建設改良積立金への積立 | 0 | 0 | 0 |
| | 資本金への組入 | 263,422,933 | 0 | △263,422,933 |
| 処分後残高 | | 9,468,188,290 | 42,267,135 | （繰越利益剰余金）<br>0 |

議案第８４号

令和７年度南アルプス市下水道事業会計利益剰余金の処分について

令和７年度南アルプス市下水道事業会計において生じた未処分利益剰余金については、令和７年度南アルプス市下水道事業会計剰余金処分計算書のとおり処分する。

令和８年８月２８日提出

南アルプス市長　金　丸　一　元

提案理由

地方公営企業法（昭和２７年法律第２９２号）第３２条第２項の規定により議会の議決を経る必要があるので、この案を提出するものである。

# 令和7年度　南アルプス市下水道事業会計剰余金処分計算書

［単位 ： 円］

| | | 資　本　金 | 資本剰余金 | 未　処　分<br>利益剰余金 |
|---|---|---|---|---|
| 当年度末残高 | | 3,726,718,855 | 5,893,208 | 149,626,978 |
| 議会の議決による処分額 | | 1,488,676 | 0 | △149,626,978 |
| | 減債積立金への積立 | 0 | 0 | △148,138,302 |
| | 建設改良積立金への積立 | 0 | 0 | 0 |
| | 資本金への組入 | 1,488,676 | 0 | △1,488,676 |
| 処分後残高 | | 3,728,207,531 | 5,893,208 | （繰越利益剰余金）<br>0 |

同意案第３号

教育委員会委員の任命について

次の者を教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第４条第２項の規定により議会の同意を求める。

令和８年８月２８日提出

南アルプス市長　金　丸　一　元

住　　所　　南アルプス市榎原７６７番地１

氏　　名　　前澤　和樹（まえざわ　かずき）

生年月日　　昭和５８年１月３１日生

提案理由

新たに教育委員会委員を任命したいので、この案を提出するものである。

略　歴　書

住　　所　　南アルプス市榎原７６７番地１

氏　　名　　前澤　和樹（まえざわ　かずき）

生年月日　　昭和５８年１月３１日生

職　　業　　会社役員

公職歴等

| | |
|---|---|
| 平成１７年４月～平成２１年４月 | 日産プリンス山梨販売株式会社 |
| 平成２１年５月～現在 | 前沢自動車工業株式会社 |
| 平成３０年４月～現在 | 株式会社ＭＡＥＺＡＸ |
| 平成３１年１月～令和元年１２月 | 一般社団法人 南アルプス青年会議所<br>第４３代理事長 |
| 令和５年１月 ～ 令和５年１２月 | 公益社団法人 日本青年会議所 関東地区<br>山梨ブロック協議会　第５２代会長 |

認定第１号

令和７年度南アルプス市一般会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法(昭和２２年法律第６７号)第２３３条第３項の規定により、令和７年度南アルプス市一般会計歳入歳出決算を、別添監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和８年８月２８日提出

南アルプス市長　金　丸　一　元

認定第２号

令和７年度南アルプス市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法(昭和２２年法律第６７号)第２３３条第３項の規定により、令和７年度南アルプス市国民健康保険特別会計歳入歳出決算を、別添監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和８年８月２８日提出

南アルプス市長　金　丸　一　元

認定第３号

令和７年度南アルプス市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法(昭和２２年法律第６７号)第２３３条第３項の規定により、令和７年度南アルプス市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を、別添監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和８年８月２８日提出

南アルプス市長　金　丸　一　元

認定第４号

令和７年度南アルプス市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法(昭和２２年法律第６７号)第２３３条第３項の規定により、令和７年度南アルプス市介護保険特別会計歳入歳出決算を、別添監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和８年８月２８日提出

南アルプス市長　金　丸　一　元

認定第５号

令和７年度南アルプス市居宅介護予防支援事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法(昭和２２年法律第６７号)第２３３条第３項の規定により、令和７年度南アルプス市居宅介護予防支援事業特別会計歳入歳出決算を、別添監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和８年８月２８日提出

南アルプス市長　金　丸　一　元

認定第６号

令和７年度南アルプス市温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法(昭和２２年法律第６７号)第２３３条第３項の規定により、令和７年度南アルプス市温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算を、別添監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和８年８月２８日提出

南アルプス市長　金　丸　一　元

認定第７号

令和７年度南アルプス市山梨県北岳山荘管理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法(昭和２２年法律第６７号)第２３３条第３項の規定により、令和７年度南アルプス市山梨県北岳山荘管理事業特別会計歳入歳出決算を、別添監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和８年８月２８日提出

南アルプス市長　金　丸　一　元

認定第８号

令和７年度南アルプス市芦安恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法(昭和２２年法律第６７号)第２３３条第３項の規定により、令和７年度南アルプス市芦安恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計歳入歳出決算を、別添監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和８年８月２８日提出

南アルプス市長　金　丸　一　元

認定第９号

令和７年度南アルプス市中尾山外一字恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法(昭和２２年法律第６７号)第２３３条第３項の規定により、令和７年度南アルプス市中尾山外一字恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計歳入歳出決算を、別添監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和８年８月２８日提出

南アルプス市長　金　丸　一　元

認定第１０号

令和７年度南アルプス市高尾山外一字恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法(昭和２２年法律第６７号)第２３３条第３項の規定により、令和７年度南アルプス市高尾山外一字恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計歳入歳出決算を、別添監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和８年８月２８日提出

南アルプス市長　金　丸　一　元

認定第１１号

令和７年度南アルプス市城山外一字恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法(昭和２２年法律第６７号)第２３３条第３項の規定により、令和７年度南アルプス市城山外一字恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計歳入歳出決算を、別添監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和８年８月２８日提出

南アルプス市長　金　丸　一　元

認定第１２号

令和７年度南アルプス市雨鳴山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法(昭和２２年法律第６７号)第２３３条第３項の規定により、令和７年度南アルプス市雨鳴山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計歳入歳出決算を、別添監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和８年８月２８日提出

南アルプス市長　金　丸　一　元

認定第１３号

令和７年度南アルプス市土地取得造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法(昭和２２年法律第６７号)第２３３条第３項の規定により、令和７年度南アルプス市土地取得造成事業特別会計歳入歳出決算を、別添監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和８年８月２８日提出

南アルプス市長　金　丸　一　元

認定第１４号

令和７年度南アルプス市水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法(昭和２７年法律第２９２号)第３０条第４項の規定により、令和７年度南アルプス市水道事業会計決算を、別添監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和８年８月２８日提出

南アルプス市長　金　丸　一　元

認定第１５号

令和７年度南アルプス市下水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法(昭和２７年法律第２９２号)第３０条第４項の規定により、令和７年度南アルプス市下水道事業会計決算を、別添監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和８年８月２８日提出

南アルプス市長　金　丸　一　元

諮問第１号

人権擁護委員候補者の推薦について

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求める。

令和８年８月２８日提出

南アルプス市長　金　丸　一　元

住　　所　南アルプス市六科１１６０番地２

氏　　名　名取　みち子　（なとり　みちこ）

生年月日　昭和３３年１１月１１日生

提案理由

人権擁護委員法（昭和２４年法律第１３９号）第６条第３項の規定により、議会の意見を聞く必要があるので、この案を提出するものである。

略　歴　書

氏　　名　　名取　みち子　（なとり　みちこ）

生年月日　　昭和３３年１１月１１日生

住　　所　　南アルプス市六科１１６０番地２

職　　業　　会社員

公職歴等

| | | |
|---|---|---|
| 昭和５６年 | ４月 | 白根町立白根飯野小学校採用 |
| 平成３１年 | ３月 | 南アルプス市立八田小学校退職 |
| 平成３１年 | ４月～令和　３年　３月 | 南アルプス市立小笠原小学校再任用 |
| 令和　３年 | ４月～令和　５年　３月 | 南アルプス市立白根飯野小学校任期更新 |
| 令和　５年 | ４月～令和　６年　３月 | 南アルプス市立白根飯野小学校暫定再任用 |
| 令和　６年 | ４月～現在 | 南アルプス市人権擁護委員 |
| 令和　６年 | ９月～現在 | （株）村上農園スーパースプラウトファクトリー |

諮問第２号

人権擁護委員候補者の推薦について

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求める。

令和８年８月２８日提出

南アルプス市長　金　丸　一　元

住　　所　南アルプス市有野３００４番地４

氏　　名　河村　徳仁　（かわむら　のりひと）

生年月日　昭和３６年１２月２０日生

提案理由

人権擁護委員法（昭和２４年法律第１３９号）第６条第３項の規定により、議会の意見を聞く必要があるので、この案を提出するものである。

略　歴　書

氏　　名　　河村　徳仁　（かわむら　のりひと）

生年月日　　昭和３６年１２月２０日生

住　　所　　南アルプス市有野３００４番地４

職　　業　　農業

公職歴等

| | | |
|---|---|---|
| 昭和６１年 | ４月 | 櫛形町立小笠原小学校採用 |
| 令和　３年 | ４月～令和　４年　３月 | 南アルプス市校長会会長 |
| 令和　４年 | ３月 | 南アルプス市立白根源小学校校長退職 |
| 令和　４年 | ４月～令和　５年　３月 | 南アルプス市立白根百田小学校再任用 |
| 令和　４年 | ４月～現在 | 白根源小学校学校評議員、学校関係者評価委員 |
| 令和　５年 | ４月～令和　６年　３月 | 南アルプス市立大明小学校再任用 |
| 令和　６年 | ４月～令和　８年　３月 | 南アルプス市立八田小学校再任用 |
| 令和　６年 | ４月～現在 | 南アルプス市人権擁護委員 |
| 令和　６年 | ４月～現在 | 白根御勅使中学校区学校運営協議会副会長 |
| 令和　７年 | ４月～現在 | 有野南自治会副会長 |

諮問第３号

人権擁護委員候補者の推薦について

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求める。

令和８年８月２８日提出

南アルプス市長　金　丸　一　元

住　　所　南アルプス市桃園７４６番地

氏　　名　相原　眞樹　（あいはら　まさき）

生年月日　昭和２７年５月１８日生

提案理由

人権擁護委員法（昭和２４年法律第１３９号）第６条第３項の規定により、議会の意見を聞く必要があるので、この案を提出するものである。

略　歴　書

氏　　名　　相原　眞樹　（あいはら　まさき）

生年月日　　昭和２７年5月１８日生

住　　所　　南アルプス市桃園７４６番地

職　　業　　農業

公職歴等

| | | |
|---|---|---|
| 昭和５４年 | ４月 | 山梨県立甲府工業高等学校採用 |
| 平成２５年 | ３月 | 山梨県立韮崎工業高等学校校長退職 |
| 平成２５年 | ４月～令和　２年　３月 | 山梨大学非常勤講師 |
| 平成２９年 | ４月～令和　５年　３月 | 南アルプス市図書館協議会委員 |
| 平成３０年 | ４月～現在 | 南アルプス市人権擁護委員 |
| 平成３１年 | ４月～令和　２年　３月 | 桃園区自治会副会長 |
| 令和　２年 | ４月～令和　３年　３月 | 桃園区自治会長 |
| 令和　３年 | ４月～令和　５年　３月 | 南アルプス市社会教育委員 |

諮問第４号

人権擁護委員候補者の推薦について

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求める。

令和８年８月２８日提出

南アルプス市長　金　丸　一　元

住　　所　南アルプス市鮎沢１１６４番地２

氏　　名　長田　良子　（おさだ　よしこ）

生年月日　昭和２９年１１月１４日生

提案理由

人権擁護委員法（昭和２４年法律第１３９号）第６条第３項の規定により、議会の意見を聞く必要があるので、この案を提出するものである。

略　歴　書

氏　　名　　長田　良子　（おさだ　よしこ）

生年月日　　昭和２９年１１月１４日生

住　　所　　南アルプス市鮎沢１１６４番地２

職　　業　　無職

公職歴等

| | | |
|---|---|---|
| 昭和５２年 | ４月 | 田富町立田富小学校採用 |
| 平成２７年 | ３月 | 南アルプス市立櫛形西小学校退職 |
| 平成２７年 | ４月～平成３１年　１月 | 南アルプス市立若草南小学校非常勤講師 |
| | | 南アルプス市立八田小学校講師 |
| | | 南アルプス市立櫛形西小学校非常勤講師 |
| | | 南アルプス市立若草小学校非常勤講師 |
| 平成３０年 | ４月～現在 | 南アルプス市人権擁護委員 |

諮問第５号

人権擁護委員候補者の推薦について

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求める。

令和８年８月２８日提出

南アルプス市長　金　丸　一　元

住　　所　南アルプス市東南湖３２３８番地

氏　　名　加賀美　誠司　（かがみ　せいじ）

生年月日　昭和３３年８月４日生

提案理由

人権擁護委員法（昭和２４年法律第１３９号）第６条第３項の規定により、議会の意見を聞く必要があるので、この案を提出するものである。

略　歴　書

氏　　名　　加賀美　誠司　（かがみ　せいじ）

生年月日　　昭和３３年8月４日生

住　　所　　南アルプス市東南湖３２３８番地

職　　業　　農業

公職歴等

| | | |
|---|---|---|
| 昭和５７年 | ４月 | 山梨県民信用組合入社 |
| 平成２０年 | ４月～平成２３年　３月 | 県立甲府南高等学校ＰＴＡ監査委員 |
| 平成２３年 | ４月～平成２５年　３月 | 自治会　社会福祉協議会委員　体育委員 |
| 平成２５年 | ４月～平成２７年　３月 | 南アルプス市社会教育委員 |
| 平成２９年 | ４月～平成３１年　３月 | 南アルプス市甲西中央公民館主事 |
| 平成２９年 | ６月～現在 | 社会福祉法人裕良会評議委員 |
| 平成３０年 | ３月 | 山梨県民信用組合退職 |
| 平成３１年 | ３月 | 株式会社ジー・エフ・アイ入社 |
| 令和　２年 | １月 | 株式会社ジー・エフ・アイ退職 |
| 令和　４年 | ４月～現在 | 南アルプス市立南湖小学校　農業ボランティア |
| 令和　６年 | ４月～現在 | 南アルプス市人権擁護委員 |
| 令和　７年 | ４月～現在 | 南アルプス市ハーモニープラン推進委員 |

諮問第６号

人権擁護委員候補者の推薦について

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求める。

令和８年８月２８日提出

南アルプス市長　金　丸　一　元

住　　所　南アルプス市落合１９０６番地５０

氏　　名　奥脇　智美　（おくわき　ちえみ）

生年月日　昭和３４年１２月４日生

提案理由

人権擁護委員法（昭和２４年法律第１３９号）第６条第３項の規定により、議会の意見を聞く必要があるので、この案を提出するものである。

略　歴　書

氏　　名　　奥脇　智美　（おくわき　ちえみ）

生年月日　　昭和３４年１２月４日生

住　　所　　南アルプス市落合１９０６番地５０

職　　業　　無職

公職歴等

| | | |
|---|---|---|
| 昭和５７年 | ４月 | 河口湖町立船津小学校採用 |
| 令和　２年 | ３月 | 南アルプス市立落合小学校退職 |
| 令和　２年 | ４月～令和　５年　３月 | 南アルプス市立大明小学校再任用 |
| 令和　６年 | ４月～現在 | 南アルプス市人権擁護委員 |

諮問第７号

人権擁護委員候補者の推薦について

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求める。

令和８年８月２８日提出

南アルプス市長　金　丸　一　元

住　　所　南アルプス市山寺３３番地

氏　　名　河野　瑞穂　（こうの　みずほ）

生年月日　昭和３６年１２月２０日生

提案理由

人権擁護委員法（昭和２４年法律第１３９号）第６条第３項の規定により、議会の意見を聞く必要があるので、この案を提出するものである。

略　歴　書

氏　　名　　河野　瑞穂　（こうの　みずほ）

生年月日　　昭和３６年１２月２０日生

住　　所　　南アルプス市山寺３３番地

職　　業　　非常勤講師

公職歴等

| | |
|---|---|
| 昭和５９年　４月 | 敷島町立敷島小学校採用 |
| 令和　３年　３月 | 南アルプス市立若草南小学校校長退職 |
| 令和　３年　４月～現在 | 山梨大学教職大学院非常勤講師 |
| 令和　３年　４月～現在 | 南アルプス市立若草南小学校非常勤講師 |

諮問第８号

人権擁護委員候補者の推薦について

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求める。

令和８年８月２８日提出

南アルプス市長　金　丸　一　元

住　　所　南アルプス市藤田１７４番地３

氏　　名　深澤　美香　（ふかさわ　よしか）

生年月日　昭和３９年２月２０日生

提案理由

人権擁護委員法（昭和２４年法律第１３９号）第６条第３項の規定により、議会の意見を聞く必要があるので、この案を提出するものである。

略　歴　書

氏　　名　　深澤　美香　（ふかさわ　よしか）

生年月日　　昭和３９年2月２０日生

住　　所　　南アルプス市藤田１７４番地３

職　　業　　会社員

公職歴等

平成２８年１２月～令和　４年１１月　　南アルプス市民生委員・児童委員
（主任児童委員）